

19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者を除く）の 年間収入に係る認定要件の変更について

19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者を除く）の年間収入に係る認定要件が次のとおり変更となります。

変更前：130万円未満 ⇒ 変更後：150万円未満

【被扶養者の収入基準額】※黄色の網掛けが追加された箇所

収入の区分	60歳未満の方	・60歳以上の方
	【組合員の配偶者を除く 19歳以上23歳未満の方】	・障害年金を受給等している方
年額	1,300,000円未満 【1,500,000円未満】	1,800,000円未満
月額	108,334円未満 【125,000円未満】	150,000円未満
日額	3,612円未満 【4,167円未満】	5,000円未満

※適用は2025年10月1日以降の認定からとなります。

※詳しくはお勤め先の共済事務担当課又は共済組合保険課へお問い合わせください。